



10「狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、令和2年度から駄倉地区センター1階に小学生クラブを開所することに伴う一部改正を行うものです。

11「狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例」は、狛江市子育て・教育支援複合施設の新設に関して必要な事項を定めるものです。併せて、狛江市教育研究所条例及び狛江市子ども家庭支援センター条例については、本条例で廃止します。

12「狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正を行うものです。

13「狛江市下水道条例の一部を改正する条例」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、欠格事項を改めるための一部改正を行うものです。

14「狛江市下水道事業の設置等に関する条例」は、地方公営企業法の規定に基づき、狛江市下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものです。

15「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、人権擁護委員1人が任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

なお、提出予定議案1及び7については、定例会初日での審議をお願いするものです。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「平成30年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書（案）について」の説明をお願いします。

部長 本計画に記載されている全103事業について、各担当課において実績等の調査と評価を行い、評価はAが18%、Bが82%、Cが0%、Dが0%となりました。この結果からも、全体的に男女共同参画推進事業は安定して実施していることが読み取れます。平成31年度は本計画期間の最終年度となっているため、現状を維持しつつも、各基本目標の実現に向けて取組を進めていきたいと思っております。

また、7ページ以降には各基本目標に係る事業実績や評価、評価理由を掲載し、基本目標毎の評価集計と総括をまとめており、これを参考に引き続き事業の推進に努めていきます。

内容を確認いただき、修正等ありましたら10月31日までに政策室へ連絡をお願いします。

市長 特に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項3「狛江市中期財政計画（平成31年度ローリング版）（案）」

について」は、先ほどの狛江市行財政改革推進本部会議において了承されましたので、本庁議においても案のとおり決定します。続いて審議事項4「狛江市緑の基本計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部長 現行計画の計画期間が令和2年3月までとなっていることから、平成30年度から庁内委員会及び外部検討委員会を設置して検討を進め、10月24日に狛江市緑の基本計画改定検討委員会から市長に中間報告がなされました。

次期計画の期間は令和2年度から11年度までの10年間としています。

計画の構成は全5章構成となっており、第1章では、計画改定の趣旨、計画の位置付け、目標年次、計画の対象地域等を記載しています。

第2章では、狛江の緑の成り立ち、まち・緑の変化と現況、緑に対する市民意識、緑の課題と計画見直しの考え方等を記載しています。

第3章では緑の将来像、基本方針、緑地の配置方針、緑の将来目標を記載しています。

緑の将来像については、「みんなで活かして・つくり・高め・育てて・継ぐ こまへの緑」としています。基本方針については、1「まちの緑を活かそう」、2「彩り豊かな緑がつながるまちをつくろう」、3「身近な公園の魅力を高めよう」、4「『農』を活かした緑のまちを育てよう」、5「狛江らしい緑を次世代に継ごう」の5つとしています。

全体的な考え方として、現行計画の骨格は継承しつつ、平成30年度に実施した緑の実態調査の結果等を踏まえ、緑をこれ以上減らさないことを原則とし、量的確保から目に見える緑等の質的充実へ移行する内容としています。また、基本方針3については、都市緑地法の改正に伴い、緑の基本計画に定める事項として、都市公園の管理方針に関する事項が追加されたことから、新たに加えました。

第4章「将来像の実現に向けた施策」では、将来像の実現に向けた施策の体系や内容について記載しています。

最後に第5章「計画の推進」では、計画の推進体制、進行管理について記載しています。

素案について意見等ある場合、11月5日午後5時までに環境政策課へ連絡をお願いします。

次に、今後について、11月15日から12月16日までパブリックコメントを実施します。周知は広報こまえ11月15日号及び市ホームページで行い、市ホームページ及び環境政策課窓口で閲覧可能です。

意見の提出方法は、環境政策課への書面による提出のほか、郵送、ファクシミリ、電子メール等としています。

対象者は、狛江市内に在住、在学若しくは在勤する方又は市内に事業所等を有する方としています。

また、市民説明会について、第1回を11月21日午後7時から、第2回を11月23日午前10時から、いずれも市役所502・503会議室で開催します。

その後、令和2年1月下旬から2月初旬までに委員会等で結果報告及び最終報告案の審議を行い、2月下旬から3月初旬までにかけて庁議で審議いただき、計画を確定する予定です。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 23ページにおける緑視率の他自治体との比較について、中央区や港区等、狛江市と面積や人口に乖離がある自治体と比較していますが、近隣市と比較した方が良いのではないのでしょうか。また、調査年度も統一した方が良いと思います。

部長 緑視率は、緑の量を見る緑被率と異なり質の面から捉えるもので、今回の計画で新たに取り入れた視点です。表のような区市を掲載した理由は都市部でもこれだけ高いということを示したかったためです。近隣市の実施状況については、改めて確認します。また、調査年度にバラツキがあるのは、その自治体の実施した年度が異なるためです。

市長 どのような理由でこの区市と比較しているかを明確にするようにしてください。他に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に報告事項1「平成31年度技能農業功労者表彰について」を報告してください。

部長 表彰者は、資料にある表彰者一覧のとおりです。平成31年度は農業功労者の候補者はいませんでした。

なお、技能功労者表彰式については、11月23日午前10時から特別会議室で行うため、市長、副市長及び教育長は表彰式への出席をお願いします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「議員全員協議会の開催について」を報告してください。

部長 令和元年台風第19号に伴う対応等の現状を報告するため、市長から議長へ議員全員協議会の開催を要請し、10月31日午後3時30分から開催されることとなりました。

当日は、市長挨拶後、本資料に基づき、総務部長、環境部長、都市建設部長から順に説明し、その後、質疑応答を予定しています。場所は議場としていますが、決算特別委員会のように課長職も入れるようにします。座席は、副市長の隣に説明を行う3部長が座り、他の部長は教育部長の隣に並ぶ形とします。また、市長の後ろの二列目に担当の課長職に座っていただく予定です。

す。

基本的には現状報告であり、課題や今後の対応はこれからまとめることから、質疑は報告した内容に限るよう、議長にお願いしています。

また、市民への説明も必要であることから、11月9日午前・午後の2回、和泉小学校と狛江第六小学校の体育館で主に排水樋管に関する説明会を実施します。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 総務部の資料についての補足です。「5 各河川最大水位」で、多摩川の最高水位が23時で6.24mとなっていますが、これは1時間単位での数値であり、10分単位で見ると23時50分の6.33mが最高だったため、当日口頭で説明します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「終礼制度の試行実施結果報告について」を報告してください。

部長 9月に全課を対象として行った本件のアンケート結果から、終礼のメリットとして、超過勤務をしない職員は退庁しやすい雰囲気になったという意見が出ました。また、人財育成の観点からは、研修の報告やスピーチ等による仕事以外での日常の情報発信があり、知識の共有ができたという意見が出ました。

その一方、デメリットとして、現金を取り扱う部署等で午後5時以降に業務のピークがある職場によっては、効率的ではないとの意見が出ました。また、嘱託職員が参加できないことによるチームワークへの懸念が意見として多く出ています。これは、嘱託職員や臨時職員との情報共有の重要性が年々高まっており、組織の一員として情報共有の場に一緒にいるべきという各部署の考えからきているものと思われます。また、朝礼あるいは終礼の際の来庁者への対応については、来庁者が窓口に入りづらくなるよう実施方法を工夫するとともに、速やかな対応を心掛けることで、窓口対応に支障はないようにできるとの意見もありました。

終礼より朝礼の方が良いという意見が多く出ましたが、終礼は朝礼に比べ、退庁時間の適正化や人財育成効果がある程度見込まれるため、庁内で統一的に実施するのではなく、各職場の事情に応じた進行方法を行うことで、よりプラス効果を発揮するものと考えられます。そのため、各職場においては、朝礼及び終礼のどちらを行うにしても、開庁時間である午前8時30分から午後5時までは市民サービスの時間であることに留意し、窓口対応等に支障がないようお願いいたします。

また、今回の資料を踏まえた上で、各課における朝礼等の実施内容について調査を行います。その後、職員課で調査結果の集約及び周知を行うため、

各課においては、他課の運用方法を把握し、朝礼等を行っている最中の内線等の連絡には配慮いただくようお願いします。

市長 市民サービスの提供に支障のない範囲で朝礼、終礼を行うようにしてください。また、朝礼・終礼ともに正規の勤務時間外に行うものではないことを改めて周知願います。

報告を了承とします。続いて報告事項4「狛江市選挙管理委員会委員長及び委員長職務代理の選任について」を報告してください。

部長 新たに議会で選挙された委員による選挙管理委員会が、10月23日に開催されました。

本委員会において、委員長に大久保幸藏氏が選出され、委員長の指定により職務代理者には横森正治氏が就任しました。

なお、委員の任期は令和元年10月22日から令和5年10月21日までの4年間です。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 罹災証明書等の発送についてです。

令和元年台風第19号の被害に伴う罹災証明書等について、発行が可能な案件から順次発送することを予定しています。

罹災証明書等の発行は郵送で行いますが、その際、市で把握している税や負担金等の減免や免除、納期の延長等の対象項目とその担当課を記載したお知らせを同封します。各項目の基となる資料は、10月24日付け事務連絡「台風19号による被害等に伴う減免手続きについて」の調査集計データを活用する予定です。

つきましては、庁議後に課税課より各担当課へ内容の確認等をさせていただきます。

なお、10月27日までの申請数としては、罹災証明書等申請数が157件、被災届出受理証明申請数が18件となっています。

市長 最終的な申請数がまとまり次第、改めて報告をお願いします。

その他何かありますか。

部長 11月の児童虐待防止推進月間におけるオレンジリボンバッジ着用のお願についてです。

内閣府及び厚生労働省では、11月を児童虐待防止推進月間と位置づけ、集中的な広報・啓発活動を行っており、市においても毎年11月は市民、地域関係者向けに児童虐待防止に関する啓発活動を行っています。

つきましては、市長、副市長、教育長及び管理職においては、オレンジリボンバッジを着用していただき、啓発活動への御協力をお願いします。

なお、オレンジリボンバッジについては、既に購入いただいているものを着用していただき、平成30年11月1日以降に管理職に就任された方は、バッジの購入に御理解、御協力をお願いします。

また、公立保育園4園の園長については、職務上の安全を配慮し、ピンバッジではなく、手作りのオレンジリボンの着用をお願いする予定です。

市 長            その他何かありますか。

部 長            令和元年台風19号への対応についてです。

令和元年台風19号の被害により、運営を休止していた西和泉体育館について、11月18日に再開します。

部 長            根川地区センターについては、和室以外を11月1日に再開します。

部 長            社会福祉協議会で行っている災害ボランティアセンターを10月27日で閉所し、代わりに10月28日から11月13日まで災害ボランティア相談窓口を設置します。

市 長            ボランティアの件数を教えてください。

部 長            ボランティアの件数は20件、人数は延べ99人でした。

市 長            他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、11月5日午後1時30分から開催します。